

平成29年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(H30.2.27現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分 (許可番号)	処分内容	処分年月 日	処分理由 (改善命令の内容)	根拠法令	備考
1	有限会社井上重建 取締役 井上 今朝行	山梨県南アルプス市飯野新田 54番地	産業廃棄物収集運搬業 (2009060924)	許可取消	H29. 4. 19	有限会社井上重建は、平成29年3月31日付けで山梨県知事から法第14条の3の2第1項第5号の規定により産業廃棄物収集運搬業許可を取り消された。 このことにより、有限会社井上重建は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当するに至った(法第14条の3の2第1項第4号該当)。	法第14条の3の2	
2	有限会社山内重機 代表取締役 山内 晋	岐阜県中津川市上野984番地の 1	産業廃棄物収集運搬業 (2009112554)	許可取消	H29. 4. 19	有限会社山内重機は、平成28年10月6日に岐阜地方裁判所多治見支部において破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、有限会社山内重機は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った(法第14条の3の2第1項第4号該当)。	法第14条の3の2	
3	元畜産業経営 無職男性(83)	長野県北佐久郡立科町在住	—	措置命令	H29. 8. 10	【命令内容】 (1) 北佐久郡立科町芦田の土地に存する産業廃棄物である動物のふん尿(以下「ふん尿」という。)を速やかに全量撤去すること。 (2) 撤去したふん尿については、法に基づき適正に処理すること。 (3) 撤去作業にあたっては、生活環境保全上支障のないように行うこと。 (4) 措置を講ずるにあたっては、着手前に手法や工程等を記載した措置計画書を提出し、県の承認を受けること。 【措置期限】 (1) 措置計画書の提出期限 平成29年8月24日 (2) 着手期限 平成29年9月9日 (3) 履行期限 平成31年2月10日 《次頁へつづく》	法第19条の5	

3	元畜産業経営 無職男性(83)	長野県北佐久郡立科町在住	—	措置命令	H29. 8. 10	【処分理由】 北佐久郡立科町芦田の土地に多量のふん尿を保管したことは、法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準に違反しており、平成28年9月21日に保管施設の堤が決壊し、これにより多量のふん尿が田畑、農業用水路、公衆用道路等に流失し、堆積していることにより、生活環境保全上の支障が生じている。また、保管施設には多量のふん尿が残置されているため、更なる流出及び悪臭・害虫の発生など、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある。	法第19条の5	
4	有限会社信濃環境 衛生舎 代表取締役 早川 秀男	長野県茅野市湖東6188番地2	産業廃棄物処分業 (2022007931) 産業廃棄物収集運搬業 (2012007931) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 (2062007931)	業の全部 停止90日 間(平成 29年9月 1日から 平成29年 11月29日 まで)	H29. 8. 31	被処分者は、平成28年11月22日から同年12月10日の間、長野県茅野市北山字鳥足久保3999番3の同社所有地において、廃棄物混じりの土砂約300m ³ を埋め立て、不適正に処理した。 このことは、法第16条(廃棄物の投棄禁止)に違反する。	法第14条の3 法第14条の6	
5	大成産業株式会社 代表取締役 酒井 睦夫	長野県駒ヶ根市中沢1785番地52	産業廃棄物処理施設 (082233、082234、082235)	許可取消	H29. 9. 1	大成産業株式会社の役員は、平成29年5月30日付けで伊那簡易裁判所において刑法の罪により罰金の刑に処せられ、同日に刑の執行が終了していることが判明した。 このことにより、この役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当し、当該法人が法第14条第5項第2号ニに該当するため(法第15条の3第1項第1号該当)。	法第15条の3	
6	有限会社十和田工業 代表取締役 小笠原 明	長野県松本市笹賀7099番地3	産業廃棄物収集運搬業 (2004079753)	許可取消	H29. 10. 26	有限会社十和田工業は、平成29年6月27日に長野地方裁判所松本支部において破産手続きの開始決定がなされた。このことにより、有限会社十和田工業は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った(法第14条の3の2第1項第4号該当)。	法第14条の3の2	
7	株式会社L-R 代表取締役 加納 愛	長野県塩尻市大字広丘堅石2145番地24	産業廃棄物収集運搬業 (2014183113)	許可取消	H29. 10. 26	株式会社L-Rは、平成29年9月13日に横浜地方裁判所川崎支部において破産手続きの開始決定がなされた。このことにより、株式会社L-Rは法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った(法第14条の3の2第1項第4号該当)。	法第14条の3の2	

8	有限会社西森土木 取締役 西森 輝男	埼玉県志木市柏町一丁目2番8号	産業廃棄物収集運搬業 (2009001550)	許可取消	H29. 11. 29	有限会社西森土木は、平成29年11月13日付けで埼玉県知事から法第14条の3の2第1項第5号の規定により産業廃棄物収集運搬業許可を取り消された。 このことにより、有限会社西森土木は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当するに至った（法第14条の3の2第1項第4号該当）。	法第14条の3の2	
9	株式会社白雲 代表取締役 野尻 賢人	岐阜県瑞穂市中宮976番地1	産業廃棄物収集運搬業 (2009022536)	許可取消	H30. 1. 31	株式会社白雲は、平成30年1月10日に岐阜地方裁判所において破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、株式会社白雲は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った（法第14条の3の2第1項第4号該当）。	法第14条の3の2	
10	高島建設株式会社 代表取締役 宮毛 秀明	長野県飯田市桐林1897番地	産業廃棄物収集運搬業 (2003067529)	許可取消	H30. 2. 27	高島建設株式会社は、平成30年1月22日に長野地方裁判所飯田支部において破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、高島建設株式会社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った（法第14条の3の2第1項第4号該当）。	法第14条の3の2	